

議案第54号

藤岡市介護保険条例の一部改正について

藤岡市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和元年6月13日提出

**令和元年6月13日可決**

藤岡市長 新井雅博

藤岡市条例第 号

藤岡市介護保険条例の一部を改正する条例

藤岡市介護保険条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度までの各年度」を「令和元年度及び令和2年度」に、「31,400円」を「26,100円」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「26,100円」とあるのは、「43,600円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「26,100円」とあるのは、「50,600円」と読み替えるものとする。

第6条第3項中「第8号まで」を「第8号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第4条第2項

から第4項までの規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成30年度以前の年度分の介護保険料については、なお従前の例による。